

庄原市が実施する建設工事における「総合評価方式による入札」のてびき

庄原市役所 総務部 管財課

1. 総合評価方式による入札を執行する目的

庄原市においては、「公共工事の品質確保の推進に関する法律(平成17年4月1日施行)」等に基づき、公共工事の品質を確保するため、価格と品質の両面において総合的に優れた請負者を決定する、「総合評価方式による入札」を行っています。

2. 総合評価方式の対象とする案件、評価類型

庄原市においては、下記の表に示す建設工事案件を総合評価方式による入札の対象としています。
なお、以前設定していた予定価格区分は設定しません。

<土木一式工事、舗装工事の場合>

評価 類型	加算点 合計	条件
標準型	25	技術的に工夫の余地がある案件に限る

<建築一式工事、管工事、電気工事の場合>

評価 類型	加算点 合計	条件
標準型	25	技術的に工夫の余地がある案件に限る

3. 総合評価の方法

総合評価は、標準点(基礎点)と、価格以外の要素における評価項目ごとの得点(加算点)とを合計した点数(技術評価点)を、当該入札者の入札価格で除して算出した数値(評価値)をもって行います。

なお、標準点(基礎点)は一律100点とします。

技術評価点：標準点(基礎点)＋加算点(価格以外の評価点の合計点)

評 価 値：技術評価点÷当該入札者の入札価格(税抜、千万円単位)

4. 総合評価における評価項目及び評価基準

このことについては、下記のものを基本とします。

＜土木一式工事、舗装工事の場合＞

○各者の施工能力等

	項目	評価内容	評価基準		
			項目	配点	満点
1	企業の工事区域内の本社の有無	工事区域内(旧7市町単位)に本社がある企業に加点	工事区域内に本社あり	1.0	1.0
			工事区域内に本社なし	0	
2	企業の同種・同規模工事の施工実績	過去15年間に於いて、当該発注工事と同種・同規模工事の公共工事の施工実績がある企業に加点(「同種・同規模」は、対象工事における施工延長、施工面積等で判定する)	工事実績あり	2.0	2.0
			工事実績なし	0	
3	企業の対象工種の平均工事成績評定点	過去2年間(○年4月1日から○年3月31日)に工期を迎えた工事における当該工事の平均工事点数に応じて加点(工事点数がない企業については、加算点を0点とする)	工事点数が85点を超える場合	6.0	6.0
			工事点数が65点～85点の場合… 下記の式で算出 $\frac{(\text{工事点数}-65)}{20} \times 6$ ※小数点第4位を切捨	6.0 ～0	
			工事点数が65点未満の場合	0	
4	企業の優良業者の指定	過去2年間に於いて、庄原市が優良業者として認定する企業に加点	優良業者指定あり	2.0	2.0
			優良業者指定なし	0	
5	主任(監理)技術者の保有資格	技術者の保有資格(当該工事に関連するもの)によって加点	一級技術者	1.0	1.0
			二級技術者	0.5	
			資格なし	0	
6	主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工実績	過去15年間に於いて、当該発注工事と同種・同規模工事の公共工事の施工実績がある技術者に加点(「同種・同規模」は、対象工事における施工延長、施工面積等で判定する)	工事実績あり	2.0	2.0
			工事実績なし	0	
7	主任(監理)技術者の優良表彰	過去2年間に於いて、庄原市が優良表彰を行った技術者に加点	表彰あり	2.0	2.0
			表彰なし	0	
8	主任(監理)技術者の継続教育(CPD)の取組(過去2年間)	過去2年間に於ける、建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度の学習実績(取得単位)によって加点	40単位以上取得	1.0	1.0
			20単位以上40単位未満取得	0.5	
			20単位未満取得または単位なし	0	
9	企業の指名除外措置の状況	案件の公告日より過去1年間に於いて、企業が庄原市より指名除外措置を受けた期間に応じて減点する	指名除外を受けた総月数×0.5(減点) ※5点を減点の上限とする。	-	-
			計	17点満点	

○各者の技術提案

項目	評価内容	評価基準		
		項目	配点	満点
施工に関する課題	課題： ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○について ※当該工事において テーマとなる事項 を選定	課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる	8.0	8.0
		課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえており、適切である	5.0	
		課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)に不適切ではないが、工夫が見られない	2.0	
		課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)に対して不適切である	0	

合計:25点満点

＜建築一式工事、管工事、電気工事の場合＞

○各者の施工能力等

	項目	評価内容	評価基準		
			項目	配点	満点
1	企業の工事区域内の本社の有無	工事区域内(旧7市町単位)に本社がある企業に加点	工事区域内に本社あり	1.0	1.0
			工事区域内に本社なし	0	
2	企業の同種・同規模工事の施工実績	過去15年間に於いて、当該発注工事と同種・同規模工事の公共工事の施工実績がある企業に加点(「同種・同規模」は、延べ面積で判定する)	実績工事の延べ面積が設定面積以上	2.0	2.0
			実績工事の延べ面積が設定面積の1/2以上 設定面積未満	1.0	
			実績工事の延べ面積が設定面積の1/2未満または実績なし	0	
3	企業の対象工種の平均工事成績評定点	過去2年間(○年4月1日から○年3月31日)に工期を迎えた、広島県発注の営繕工事分野における工事3件の平均工事点数に応じて加点(3件に満たない場合は、残りの件全てを65点とする)	工事点数が85点を超える場合	6.0	6.0
			工事点数が65点～85点の場合… 下記の式で算出 $\frac{((\text{工事点数}-65) \div 20) \times 6}{\text{※小数点第4位を切捨}}$	6.0 ～0	
			工事点数が65点未満の場合	0	
4	企業の優良業者の指定	過去2年間に於いて、広島県発注の営繕工事分野において優良業者として認定された企業に加点	優良業者指定あり	2.0	2.0
			優良業者指定なし	0	
5	主任(監理)技術者の保有資格	技術者の保有資格(当該工事に関連するもの)によって加点	一級技術者	1.0	1.0
			二級技術者	0.5	
			資格なし	0	
6	主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工実績	過去15年間に於いて、当該発注工事と同種・同規模工事の公共工事の施工実績がある技術者に加点(「同種・同規模」は、延べ面積で判定する)	実績工事の延べ面積が設定面積以上	2.0	2.0
			実績工事の延べ面積が設定面積の1/2以上 設定面積未満	1.0	
			実績工事の延べ面積が設定面積の1/2未満または実績なし	0	
7	主任(監理)技術者の優良表彰	過去2年間に於いて、広島県発注の営繕工事分野において優良表彰を受けた技術者に加点	表彰あり	2.0	2.0
			表彰なし	0	
8	主任(監理)技術者の継続教育(CPD)の取組(過去2年間)	過去2年間に於ける、建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度の学習実績(取得時間)によって加点	24時間以上取得	1.0	1.0
			12時間以上24時間未満取得	0.5	
			12時間未満取得または取得なし	0	

	項目	評価内容	評価基準		
			項目	配点	満点
9	企業の指名除外措置の状況	案件の公告日より過去1年間に おいて、企業が庄原市より指名除 外措置を受けた期間に応じて減点す る	指名除外を受けた総月数×0.5(減 点) ※5点を減点の上限とする。	-	-
			計	17点満点	

○各者の技術提案

項目	評価内容	評価基準		
		項目	配点	満点
施工に 関する 課題	課題： ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○につ いて ※当該工事において テーマとなる事項 を選定	課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特 性等)を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる	8.0	8.0
		課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特 性等)を踏まえており、適切である	5.0	
		課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特 性等)に不適切ではないが、工夫が見られない	2.0	
		課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特 性等)に対して不適切である	0	

合計:25点満点

5. 各評価項目の説明

下記の項目は、すべての工種に共通する事項です。

なお、共同企業体による入札の場合、企業及び主任(監理)技術者の事項は、下記のとおり判定するものとします。

- ・「①企業の工事区域内の本社の有無」…企業体の代表者分または構成員分(子企業)について判定する
- ・「⑨企業の指名除外措置の状況」…企業体の代表者分と構成員分(子企業)両方(除外期間の合計)について判定する
- ・①、⑨以外の評価項目…企業体の代表者分について判定する

(1)「各者の施工能力等」に関する評価項目

①企業の工事区域内の本社の有無

工事区域内(庄原市内の旧7市町単位)に本社または本店を有する場合に加点します。

②企業の同種・同規模工事の施工実績

過去15年間に、当該発注工事と同種・同規模工事の公共工事の施工実績がある企業に加点します。入札参加者には、当該工事の施工実績を示すコリンズの写し等の提出を要します。

- ・土木一式工事、舗装工事の場合
「同種・同規模」は、対象工事における施工延長、施工面積等で判定します。
- ・建築一式工事、管工事、電気工事の場合
「同種・同規模」は、対象工事における建物の延べ面積等で判定します。

③企業の対象工種の平均工事成績評定点

過去2年間に、企業の対象工種工事の平均工事点数に応じて加点します。この際、工事金額等によって加重平均はせず、単純平均により平均点を算出します。なお、指定する期間において、工事成績評定に基づく検査を受けていない企業については、本項目の加算点を0点とします。

対象とする工事は、下記のとおりです。

・土木一式工事、舗装工事の場合

当該期間において、庄原市が検査し工事成績評定点を付けたすべての工事。

入札参加者が提出する書類はありません。

・建築一式工事、管工事、電気工事の場合

当該期間において、広島県が検査し工事成績評定点を付けた、3件の工事(入札参加者が提出する3件を選定)。

入札参加者には、広島県から交付を受けた工事成績評定点の通知文書等の写しの提出を要します。

④企業の優良業者の指定

過去2年間に於いて、企業が下記のとおり「優良業者」の指定を受けている場合に加点します。

・土木一式工事、舗装工事の場合

庄原市が優良業者として指定していること。

入札参加者が提出する書類はありません。

・建築一式工事、管工事、電気工事の場合

広島県が優良業者として指定していること。

入札参加者には、広島県から交付を受けた優良業者の認定書等の写しの提出を要します。

なお、庄原市におけるこの「優良業者」の条件は、以下の事項をすべて満たすことが必要で、以下のとおり認定します。(広島県の基準は別途広島県において設定されています。)

<指定の条件>

- a. 前年度において各工種の建設工事の工事成績評定点で、82点以上のものが1つ以上あること。
- b. 前年度において元請負人として、対象工種で2件以上の工事成績評定の対象工事施工実績を有すること。
- c. 対象工種における前年度での工事成績評定点の平均点が75点以上で、かつ65点未満の工事が無いこと。
- d. 前年度に、市の入札参加資格について、指名除外措置を受けていないこと。

<有効期間>

有効期間は当該年度の7月1日から翌年度6月30日までです。

例えば令和8年度の工事において、ある企業が条件を満たす場合、その状況を令和9年5月くらいに審査し認定された場合、令和9年7月1日から令和10年6月30日まで優良業者として資格を有します。

⑤主任(監理)技術者の保有資格

本案件に予定している主任(監理)技術者の保有資格によって加点します。

入札参加者には、別紙様式第1号(配置予定技術者調書)の提出を要します。

<以下、⑤と下記⑥⑦⑧に共通する事項>

書類の提出時において、配置する主任(監理)技術者を1名に指定できない場合は、3名まで提出することを認めます。この際、本項目の加点については、項目⑤⑥⑦⑧の合計点において、もっとも点数の低い技術者の点を採用します。

書類の提出後において、配置予定技術者の変更、差換え等は認めません。ただし落札後において、技術者の病休、死亡又は退職等特別な理由がある場合はこの限りではありません。

配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合は、庄原市建設企業指名除外基準要綱に基づく指名除外をすることがあります。

⑥主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工実績

過去 15 年間に於いて、当該発注工事と同種・同規模工事の公共工事の施工実績がある、本案件に予定している主任(監理)技術者に加点します。

入札参加者には、当該工事の施工実績を示すコリンズの写し等の提出を要します。

・土木一式工事、舗装工事の場合

「同種・同規模」は、対象工事における施工延長、施工面積等で判定します。

・建築一式工事、管工事、電気工事の場合

「同種・同規模」は、対象工事における建物の延べ面積等で判定します。

⑦主任(監理)技術者の優良表彰

過去 2 年間に於いて、本案件に予定している主任(監理)技術者が下記のとおり優良表彰を受けている場合に加点します。

・土木一式工事、舗装工事の場合

庄原市が優良表彰を行っていること。入札参加者が提出する書類はありません。

・建築一式工事、管工事、電気工事の場合

広島県が優良表彰を行っていること。

入札参加者には、広島県から交付を受けた優良表彰の事項を示す書類の写しの提出を要します。

なお、庄原市におけるこの「優良表彰」の条件は、④に記載の「優良業者」の条件に同じです。

⑧主任(監理)技術者の継続教育(CPD)の取組(過去 2 年間)

過去 2 年間に於ける、本案件に予定している主任(監理)技術者の建設系 CPD 協議会加盟団体が運営する制度の学習実績(取得単位)によって加点します。

入札参加者には、取り組みの状況を示す書類の写しの提出を要します。

なお、土木一式工事、舗装工事の場合と、建築一式工事、管工事、電気工事の場合とで評価基準が異なりますので、注意してください。

⑨指名除外措置の状況

案件の公告日より過去 1 年間に於いて、庄原市より指名除外措置を受けた期間に応じて減点を行います。なおこの「1 年間」は、指名除外の終期の日を基準とし、複数回の指名除外をこの期間内で受けている場合は、そのすべての指名除外期間を合算します。

(2)「各者の技術提案」に関する評価項目

①施工に関する課題

庄原市において、当該工事テーマとなる事項を選定し、その課題について入札参加者から技術提案を求め、庄原市において審査し、評価します。

提案にあたっては、現場の状況に即し、評価基準に記している事項をよく確認のうえ、図面などを用いながら、分かりやすい書面を作成することに努めてください。

(3) 提案書類等を作成する際の注意点等

① 提案書類等の審査を行わない場合

総合評価に係る資料の提出がない場合、当該入札において失格基準価格を下回っている場合等は、提案書類等の審査を行いません。

② 提案書類等の枚数・サイズ等の制限について

提案書類等については、下記のとおり書類の枚数等の制限を設けており、これを遵守しない場合は評価点を減点します。

ただし、この制限を設けない場合もあります。その際は、各件の公告文書にその旨を記します。

- ・ 提案書類の総枚数… 5 枚 (A 4 サイズ) までとします。A 3 サイズ書類は、1 枚で 2 枚と換算します。
- ・ 文字サイズ… 10. 5 ポイント以上とします
- ・ 本件を遵守しない場合… 5 点の減点とします

③ 提案内容の担保について

総合評価において請負人が提案した事項については、得点の有無に関わらず、確実にこれをすべて履行する必要があります。もし請負人の責任により、この内容を満たす施工が行なわれなかった場合は、再度の施工又は修補等を行う必要があります。

再度の施工又は修補が行われなかった場合は、工事成績評定点において、未実施の提案事項ごとに 5 点を減点します。さらにこの場合、契約金額の減額又は損害賠償の請求、また契約違反として取扱う場合があります。

したがって提案書類等への記載内容については十分な検討を行ったうえで記載し、検査時には適切な履行を行った事実が確認できるものを提示できるよう準備してください。

④ 提案書類等における提案社名の非表示について

提案書類等の審査時には、各提案者名を完全に伏せ、提案者名を審査者が分からない状態にて審査を行います。このため、提案書類等においては、「商号又は名称」の欄をのぞき、会社名等の記述は伏せ、社名等が特定できないよう資料作成の際には配慮してください。